

魅力ある職場づくりで人手不足も解消！

「時間外労働等改善助成金」のご案内

コースごとに設定されている「成果目標」の達成を目指した取組について、その達成状況に応じて、取組の実施に要した費用の一部を支給します。

時間外労働の縮減、年次有給休暇の取得促進など雇用管理の見直し等に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

▶ 中小企業事業主が対象です。

※ AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

▶ 支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修(業務研修も含む)
- ② 労働者に対する研修(業務研修も含む)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
※原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

▶ 利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、労働局雇用環境・均等室に提出

締切は12月3日(月)

※職場意識改善コースは10月1日(月)

交付決定後、
提出した計画に沿って
取組を実施

労働局に**支給申請**
(2月15日(金)締切)

I 時間外労働上限設定コース

対象事業主

平成28年度又は平成29年度において「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規程する限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定を締結している事業場を有する中小企業事業主で、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者(単月に複数名行った場合も可)がいること。

成果目標

平成30年度又は平成31年度に有効な36協定の延長する労働時間数を短縮して、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督署へ届出を行うこと。

- ① 時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定
- ② 時間外労働時間数で月45時間を超え月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定
- ③ 時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数及び法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定

● 上記の成果目標に加えて、4週当たり5日から8日以上範囲内で休日を増加させることを成果目標に加えることができます。

支給額

助成額	以下いずれか低い額
I	1企業当たりの上限200万円
II	上限設定の上限額及び休日加算額の合計額
III	対象経費の合計額×補助率3/4

● 上限設定の上限額

事業実施後に設定する時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数		
	ア 時間外労働時間数等が月80時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場	イ 時間外労働時間数で月60時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場(アに該当する場合を除く)	ウ 時間外労働時間数で月45時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場(ア、イに該当する場合を除く)
成果目標①	150万円	100万円	50万円
成果目標②	100万円	50万円	—
成果目標③	50万円	—	—

● 休日加算額

事業実施後	事業実施前			
	4週当たり4日	4週当たり5日	4週当たり6日	4週当たり7日
4週当たり8日	100万円	75万円	50万円	25万円
4週当たり7日	75万円	50万円	25万円	—
4週当たり6日	50万円	25万円	—	—
4週当たり5日	25万円	—	—	—

Ⅱ 勤務間インターバル導入コース

対象事業主

- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
- ② 既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- ③ 既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

成果目標

- **新規導入**【対象事業主が①に該当する場合】
新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。
- **適用範囲の拡大**【対象事業主が②に該当する場合】
対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること
- **時間延長**【対象事業主が③に該当する場合】
所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休憩時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。

支給額

- 新規導入に該当するものがある場合

休憩時間数	補助率	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3 / 4	40万円
11時間以上	3 / 4	50万円

- 適用範囲の拡大・時間延長のみの場合

休憩時間数	補助率	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3 / 4	20万円
11時間以上	3 / 4	25万円

Ⅲ 職場意識改善コース

対象事業主

① 雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であり、かつ月間平均所定外労働時間が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

② 労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており（特例措置対象事業場(※)）、かつ、所定労働時間が週40時間を超過週44時間以下の事業場を有する中小企業事業場(※) 特例措置対象事業場とは、常時10人未満の労働者を使用する以下の業種の事業場が対象です。

① 商業	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
② 映画・演劇業	映写、演劇その他興行の事業。映画の製作の事業を除く。
③ 保健衛生業	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
④ 接客娯楽業	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

成果目標

①に該当する場合

事業実施計画で指定した3か月間について達成状況を評価します

ア 年次有給休暇の取得促進

労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数（年休取得日数）を4日以上増加させる

イ 所定外労働の削減

労働者の月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減させる

②に該当する場合

事業主が事業実施計画において指定した全ての事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とする

支給額

助成額 対象経費の合計額×補助率

①の場合

成果目標の達成状況	補助率	1企業当たりの上限額
両方とも達成し、かつ年次有給休暇の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合	3 / 4	150万円
両方とも達成	3 / 4	100万円
いずれか一方を達成し、かつ年次有給休暇の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合	5 / 8	133万円
いずれか一方を達成	5 / 8	83万円
いずれも未達成	1 / 2	67万円

②の場合

成果目標の達成状況	補助率	1企業当たりの上限額
達成	3 / 4	50万円

▶各コース共通

常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4 / 5となります。

※申請書の記載方法等については、厚生労働省ホームページに掲載されている申請マニュアルをご活用ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、**熊本労働局雇用環境・均等室**におたずねください。

〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階
TEL 096-352-3865 FAX 096-352-3876

時間外労働等改善助成金

検索